大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月２日

大和市長　古谷田　　力

大和市規則第５８号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成２１年大和市規則第４５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「第１学年から第６学年までの学年の低い児童の順とする」を「児童の学年及び家庭状況、入会申請書の提出時期、保護者の就労、疾病等の状況その他の事情を考慮して別に定める」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第７条第１項第１号中「生活保護法」の次に「（昭和２５年法律第１４４号）」を加え、同項第５号中「大和市ひとり親家庭等医療費助成条例」の次に「（平成３年大和市条例第２６号）」を加える。

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

２　改正後の大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（以下「新規則」という。）第４条に規定する優先順位に基づく新規則第３条第２項の規定による入会の承認その他新規則を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

（経過措置）

３　新規則第４条の規定は、施行日以後の入会について適用する。